

岡ス協発第 510 号
令和3年 1月14日

加盟団体代表者 様

公益財団法人岡山県スポーツ協会
事務局長 久本 洋士
(公 印 省 略)

職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について

平素から、本会諸事業の推進につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて日本スポーツ協会を通じ、スポーツ庁から協力依頼がありました。

つきましては、内容をご確認くださいませようよろしくお願いいたします。

記

以下スポーツ庁からのメール内容――

お世話になっております。スポーツ庁政策課の青山でございます。厚生労働省からの周知依頼を受けてお送りいたします。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、これまで、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。)に基づき、各関係団体において作成された「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等を実践する際に、労働者が安全かつ安心して働ける環境づくりに率先して取り組んでいただくことについて、周知等をお願いしてきましたところです。

先日、令和3年1月7日に緊急事態宣言が発出され、同日に、基本的対処方針において、職場への出勤等につきましては、①緊急事態宣言の対象地域に属する特定都道府県については、「出勤者の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)等を強力に推進するとともに、事業の継続に必要な場合を除き20時以降の勤務を抑制すること、②特定都道府県以外の都道府県については、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけることとされたところ です。

また、職場での感染防止を図るため、いずれの地域についても、事業場の換気励行等

の感染防止のための取組や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を避ける行動の徹底、「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」の実践等について、周知等を行うこととされております。

このような状況を踏まえ、改めて、厚生労働省において、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化についての留意事項等が取りまとめられましたので、ご協力をお願いします。

(職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化に係る
協力依頼)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000716526.pdf>

スポーツ庁 政策課 企画係 青山 裕一 (Aoyama Yuichi)

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL : 03-5253-4111(内線2673)

03-6734-2673(直通)

FAX : 03-6734-3790

E-mail : yu-aoyama@mext.go.jp
